

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報
告を次のとおり公表する。

令和七年三月七日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

令和6年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 特定事務（テーマ）の設定

公の施設の運営状況について

（設定理由）

本県には県民等が利用する公の施設が令和6年4月1日現在、指定管理が70施設、このほかに県が直接運営する施設も数多くあり、その多くは開設から数十年経過し、50年以上経過している施設もあることから、老朽化に対する施設の安全性の確保が大きな課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ利用者の回復や特に令和4年度及び5年度におけるエネルギー価格等の大幅な上昇など、近年の社会情勢の大きな変化に伴う施設運営への影響が生じているほか、ジェンダー視点による施設運営も新たに求められている。

そこで、本監査においては、これまでの定期監査や財政的援助団体等監査とも連動させながら、公の施設の運営状況をテーマとする。

3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、本テーマに係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施する。

ア 利用者の回復や満足度向上に向けた取組や工夫はどのように行っているか

イ 外部要因によるコスト増に対する対応状況はどうか

ウ 県民目線による施設の利用性や中長期的な施設の管理・運営はどうか

4 監査の実施

（1）対象施設

本テーマに関し、以下の4点から選定する。

- ① コロナ禍後の施設利用者数が大きく減少している施設
- ② 今般のエネルギー価格の大幅な上昇に対する県と指定管理者の対応状況
- ③ ジェンダー視点による施設利用の状況
- ④ 老朽化に対する施設利用と中長期的な改修計画の状況

(2) 書面調査

本県の施設のうち不特定の県民等が利用する施設を中心に 50 施設を抽出し、4 (1) 対象施設で掲げる 4 点について、書面による調査を実施した。

(調査実施期間：令和 6 年 10 月 10 日～令和 6 年 10 月 28 日)

分類	調査対象施設数	うち県直営施設	うち指定管理施設数
博物館・美術館・水族館・動物園	9	6	3
大学・図書館等	3	2	1
体験・ふれあい施設	13	5	8
公園・スポーツ・プール	12	—	12
県民活動施設	5	3	2
仕事・創業	5	5	—
その他	3	—	3
計	50	21	29

(3) 対象課

4 (2) 書面調査の結果を踏まえ、監査対象とする施設を所管する以下の本庁 3 機関を対象とする。

所管部局	監 査 対 象 機 関
都市整備部	公園スタジアム課
教育委員会	文化財・博物館課、生涯学習推進課

(4) 監査の実施

基準第 9 条ないし第 13 条の規定を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

区分	実施時期	実施方法
職員予備監査	令和 6 年 12 月 18 日～令和 7 年 1 月 23 日	書面
委員監査	令和 7 年 1 月 24 日	書面

(5) 実施期間 (全体)

令和 6 年 8 月 26 日～令和 7 年 2 月 5 日

(6) 現地視察

監査の実施にあたり、以下の施設を対象に監査委員による現地視察を実施した。

視察先	指定管理 / 直営	実施日
こども動物自然公園 (東松山市)	指定管理	令和 7 年 1 月 22 日
しらこぼと公園 (越谷市・さいたま市岩槻区)	指定管理	令和 7 年 1 月 20 日
歴史と民俗の博物館 (さいたま市大宮区)	直営	令和 7 年 1 月 23 日
小川げんきプラザ (小川町)	指定管理	令和 7 年 1 月 17 日

5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項及び監査結果の報告に添える意見は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

＜参考：指摘事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

＜参考：注意事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 3件

本監査の着眼点とした、ア 利用者の回復や満足度向上に向けた取組や工夫はどのように行っているか、イ 外部要因によるコスト増に対する対応状況はどうか、ウ 県民目線による施設の利用性や中長期的な施設の管理・運営はどうか、を踏まえ、公の施設全般に係る意見3件を以下のとおり添える。

【意見①】さらなる利用促進につながる取組の推進

「公の施設」は地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定されている。多くの県民等の方に利用いただく中、令和2年2月に埼玉県内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されて以降、令和5年5月8日に感染法上の位置づけが2類相当から5類に変更されるまでの間は、施設に足を運んでいただくことが難しい状況であった。

本監査の書面調査の結果、各施設において施設利用者の回復に向けて取り組んでいることを確認したが、コロナ禍前となる平成30年度と5類移行後の令和5年度を対象に利用者数を比較したところ、調査対象の約3分の1にあたる11施設で7割未満であった。

こうした状況を踏まえ、コロナ禍前における「施設に来てもらう取組」だけでなく、デジタル技術を活用したオンラインによる発信の拡充や出前講座の実施など「施設の外に出ていく、発信する取組」の実施に積極的に取り組むなど、施設の集客に向けた認知度の向上と利用促進に様々な手法を用いて取り組んでいただきたい。

また、平成30年度と令和5年度の利用者数比較で7割未満の11施設のうち7施設の運営方法は「直営」による施設で、調査対象全体でも「指定管理」に比べ、「直営」による施設の方が平均して利用者数割合が1割低い結果であった。

そのため、直営施設への指定管理の導入などによる民間の知恵やノウハウを活用した利用促進の取組についても検討していただきたい。

【意見②】 利用者目線に立った施設運営

公の施設は、高齢者や障害者、児童・青少年など様々な方が利用されるが、誰でも、安全かつ快適に利用いただける施設の運営が必要である。また、ジェンダーなど新たな視点にも十分配慮するなど、時代の変化にも対応した施設の運営が求められる。

まず、本監査における現地視察において開設から50年程度経過している4つの施設について、老朽化と施設・設備等の安全確保の状況を確認したところ、各施設とも設備の点検やその結果に基づく必要な修繕等にもしっかりと対応するなど、利用者の安全が確保されていた。

一方で、高齢者や小さいお子さんとベビーカーで利用される方、障害のある方などへの配慮として施設のバリアフリー化が十分ではない箇所があることも確認された。予算の制約はあると思われるが、可能な限りバリアフリー化を進めていただきたい。

また、本監査における書面調査において「ジェンダー視点の施設利用向上の取組の有無」を確認した結果、56%、27施設でユニセックストイレや男性トイレへの子育て支援設備の設置などの取組を実施していたが、一方で残り44%、23施設は無回答であり、特段の対応はしていないことが推察された。今後、ジェンダー視点からのきめ細かな配慮に基づいた様々な取組がさらに多くの施設に広がることを期待したい。

【意見③】 将来を見据えた効率的で持続可能な施設運営

近年、エネルギー価格や人件費の高騰により、施設の運営・維持管理に要するコストは増加している。本監査の書面調査の結果、施設運営に要する経費の内訳が把握可能な26施設について平成30年度と令和5年度で運営・維持管理コストを比較したところ、光熱水費・燃料費が約6%、人件費が約7%、それぞれ増加していた。

また、本県の多くの公の施設では老朽化が進んでおり、本監査における書面調査対象施設のうち50年超を経過している10施設では今後30年以内に順次、「庁舎・公の施設のマネジメント方針(平成28年3月策定・令和3年9月一部改訂)」で想定する使用期間の上限に到達する。その後も施設を存続させるには更新・建替えを要することとなるが、それには多額の予算が必要となる。さらに使用期間内においても、定期点検等の結果、施設の老朽化が著しいと確認された場合は迅速に対応する必要があることから、その修繕、更新に予算を要する。

こうしたことから、公の施設の運営にあたっては、近年の物価高騰による運営・維持管理コストの増加及び更新等に要する将来的な財政負担を十分考慮し、より一層の運営・維持管理コストの削減と収入確保を図ることで持続可能な施設運営に努めることが必要と考える。

具体的には、まず、運営・維持管理コストの削減については、LED照明への変更など省エネに資する設備更新などに引き続き取り組み、効率的な施設運営に努めるとともに、直営施設においては指定管理の導入や業務委託の拡大など、より一層、民間の創意工夫を生かす施設運営の在り方について検討を進めていただきたい。

また、施設運営に要する経費の一部は当該施設の設置条例に基づき、利用される方からの利用料金を財源に充てている施設も多い。施設を経営するという観点から、社会情勢の変化への対応や類似施設等との比較も行いながら適正な利用料金であるか定期的な検証を行い、必要に応じて利用料金を見直すことも検討対象としていただきたい。

加えて、施設の老朽化に対しては、利用者の安全確保を第一として、計画的・重点的な予算措置

を講じ、施設・設備の修繕を着実に実施するとともに、10年先、20年先を見据え計画的な施設改修に取り組むなど、将来を見据えた持続可能な施設運営に努めていただきたい。

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの

イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

ウ その他監査委員が必要と認めるもの